

大学病院医療情報・企画関連部長会規約

(名称)

第一条 本会は、大学病院医療情報・企画関連部長会(以下「部長会」という。)と称する。

(目的)

第二条 部長会は、大学病院の診療・教育・研究の推進に資するため、医療情報に係る諸問題、医療情報・企画関連部門の管理運営、情報マネジメント部門の有機的な連携等について研究討議し、その向上発展に寄与することを目的とする。

(構成)

第三条 部長会は、大学病院の医療情報・企画関連部門の長、及びこれを補佐する者で構成する。

2 構成員は全体会議における投票権を有し、1大学に1名とする。

3 各大学によって選定・推薦された者は、全体会議の承認を経て、構成員となる。

4 補助員は投票権を有しないが、全体会議での発言・質問は認められる。

5 構成員によって推薦された者は、全体会議の承認を経て、補助員となる。

(全体会議)

第四条 本会の目的を達成するため年二回以上、全体会議を開催する。

2 全体会議に構成員が出席できない場合は、各大学は代理を立てることができる。

3 全体会議には、必要に応じて文部科学省職員、厚生労働省職員、医療情報・企画関連部門関係者、大学病院情報マネジメント部門連絡会議（以下、連絡会議）運営委員会委員および連絡会議事務局の参加を要請することができる。

4 全体会議は構成員による対面、書面、メールによる賛成が投票の過半数を超えることで承認される。

(役員)

第五条 部長会に次の役員を置く。

一 会長一名

二 副会長一名

2 会長は幹事会が推薦し、全体会議にて承認する。

3 副会長は会長が指名する。

4 会長は本会を代表し、会務を掌理する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は副会長がその会務を代行する。

6 役員の任期は二ヵ年度とし、連続しての再任は原則として二期に限る。

(担当幹事)

第六条 本会の活動を促進するため、重点的に取り組むべき課題について、専任であたる担当幹事をおく。

2 担当幹事は会長が推薦し、全体会議にて承認する。

3 担当幹事の任期は会長の任期と同じとする。

4 担当幹事は担当課題について会長を補佐し、担当幹事による WG(作業部会)を設置することができる。

(幹事会)

第七条 部長会に幹事会を置き、会の運営に関わる諸事項を検討する。

2 幹事会は次に掲げる委員で構成する

一 部長会の会長、副会長

二 担当幹事

三 当該年度および次年度の連絡会議開催校の医療情報・企画関連部門の長

四 その他、会長が推薦し、幹事会が承認した者

3 幹事会は次期会長候補を推薦する。

(事務処理)

第八条 部長会の事務は会長の所属する大学において行う。

(雑則)

第九条 この規約に定めるもののほか部長会に関する必要な事項は全体会議において定める。

附則

この規約は、**平成 23 年 2 月 2 日**から実施する。

この規約は、**平成 29 年 11 月 20 日**に一部改訂、即日実施する。

この規約は、**令和 4 年 9 月 9 日**に一部改訂、即日実施する。